

# 手当・年金について

お子さんの状況によっては受けられないもの、重複できないものがあります。

名称	内容	所得制限	対象年齢						問い合わせ
			0歳～	小学校～	中学校～	高校～	18歳～	20歳～	
児童手当	中学校修了前までの子どもを養育している方に、一定の手当を支給。	あり	→						子育て支援室 こども支援担当 0725-99-8136
児童扶養手当	ひとり親家庭の父または母、父母に代わる養育者に一定の手当を支給。	あり	→				→		子育て支援室 こども支援担当 0725-99-8136
特別児童扶養手当	20歳未満で一定の障がいのある児童を養育している方に支給。	あり	→						障がい福祉課 0725-99-8133
障がい児福祉手当	20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要すると認定された方に支給。	あり	→						障がい福祉課 0725-99-8133
特別障がい者手当	20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要すると認定された方に支給。	あり						→	障がい福祉課 0725-99-8133
大阪府 重度障がい者 在宅生活応援 制度	身体障がい者手帳 1、2級と療育手帳Aの両方の交付を受けている人と同居し、介護している方に支給。	なし	→						障がい福祉課 0725-99-8133
障害基礎年金	国民年金加入者が、一定の障がいの状態になった場合に年金を支給。	あり						→	保険年金室 国民年金グループ 0725-99-8130  堺西年金事務所 072-243-7900
障害厚生年金	厚生年金加入者が、一定の障がいの状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして年金を支給。	あり						→	堺西年金事務所 072-243-7900